

平成19年度 決算に基づく健全化判断比率

平成20年4月より「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が一部施行されました。この法律は、都道府県や市町村などの地方公共団体の財政の健全度を示す新たな指標（比率）を算定し、公表することによって、財政の問題点を早期発見、早期治療する仕組みを設けています。この新たな指標は、「財政破綻」という最悪の状況を回避し、持続可能な財政運営を行っていくための一つの目安となるものです。以下、財政健全化法の概要と、平成19年度決算に基づく岩美町の比率をお知らせします。

■財政健全化法

地方公共団体は、毎年度の決算に基づいて以下の指標（比率）を算定し、監査委員の監査を経て議会や住民のみなさんに公表することが義務付けられました。それぞれの指標には、イエローカードを示す「早期健全化基準」と、レッドカードを示す「財政再生基準」があり、これらの基準を超えてしまうと再び基準を下回るまで厳しい計画に沿った財政運営を行わなければなりません。最悪の場合、後年度に予定していた事業ができなくなり、さらには住民の皆さんに更なる負担を強いらなくてはなくなる可能性があります。そうならないために、問題点を早期発見、早期是正し、健全な財政運営を持続していかなければなりません。

<健全化判断比率>

	説 明	早期健全化基準 (イエローカード) ^(※3)	財政再生基準 (レッドカード)
実 質 赤 字 比 率	一般会計等 ^(※1) の赤字額が、標準的な収入の規模に占める割合	15%	20%
連結実質赤字比率	一般会計等と特別会計を併せた全ての会計の赤字額が、標準的な収入の規模に占める割合	20%	40%
実 質 公 債 費 比 率	一般会計等が借金の返済に充てた額など実質的な公債費が、標準的な収入の規模に占める割合	25%	35%
将 来 負 担 比 率	一般会計等が抱える実質的な負債を合計した額が、標準的な収入の規模に占める割合	350%	—
資 金 不 足 比 率	それぞれの公営企業会計 ^(※2) の資金の不足額が、標準的な収入の規模に占める割合	20%	—

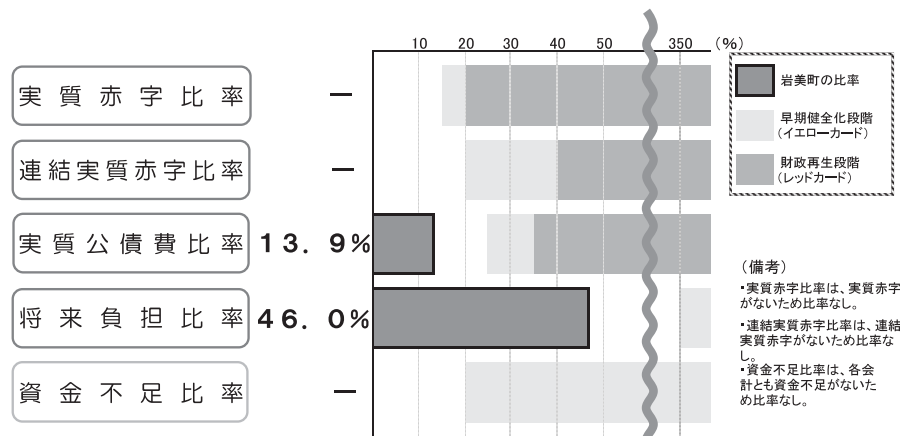
※1 岩美町の場合、一般会計に住宅新築資金等貸付特別会計と代替バス運送事業特別会計を含めたいわゆる「普通会計」をいいます。

※2 岩美町の場合、集落排水処理事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計及び病院事業会計を指します。

※3 上記の早期健全化基準は岩美町に適用される基準であり、地方公共団体の規模によって異なります。

■岩美町の比率

平成19年度決算に基づく岩美町の健全化判断比率は、以下のとおりです。



<県内町村の平均値>

	平均値
実 質 赤 字 比 率	なし
連結実質赤字比率	なし
実 質 赤 字 比 率	17.8%
将 来 負 担 比 率	124.4%

※上記数値は、県内15町村の平均を示したものです。